
令和8年度 事業計画書

社会福祉法人 高島市社会福祉協議会

目 次

I	方針	1
II	総務課（法人本部）	2
III	地域福祉課	6
IV	相談支援課	9
V	在宅福祉課	11

令和8年度社会福祉法人高島市社会福祉協議会事業計画

景気が緩やかに回復する傾向にあるなか、引き続き物価上昇が賃金上昇を上回るなど物価高騰による市民生活への影響は大きく、社会福祉協議会には、深刻化する社会的な孤立や孤独への対応、貧困や極端な格差のない社会の実現などに向けた取り組みが求められています。

また、介護保険サービス事業では、ＩＣＴの活用による業務の効率化が進められているものの人材不足と職員の高齢化等により、サービス提供体制の維持が困難になる事業所が増加傾向にあるなど事業を継続していくには、職員の負担軽減や離職防止の取り組みなどが求められています。

こうした状況を踏まえ、見守り活動や生活困窮者支援などの地域福祉の推進に取り組むとともに、介護保険サービス事業の経営基盤の強化に努めます。

I 方針

「あたたかなつながりを実感できる、みんなが主役のまちづくり」を地域ビジョンとする「第4次高島市地域福祉推進計画」の初年度として、新たなスタートを切るということを意識しながら事業推進を図ります。

また、安定的な法人経営を持続し、収支改善の取り組みが進んできている介護保険事業の経営をより一層安定させるため、利用状況に応じて事業の効率化や集約化を図る取り組みを推進するとともに、職員の処遇改善等を進め、事業経営の安定化を図ります。

Ⅱ 総務課（法人本部）

（１）中期経営計画の推進

社協の目指すべき方向を考え、取り組んでいく中期経営計画の２年目として、採用プロジェクトチームによる人材確保の取り組み、キャリアパスの周知、人事考課制度の見直し、ストレスチェックの実施などの健康経営の取り組みを進めます。

（２）ＩＣＴ化の推進と自主財源の確保

職員が年末調整事務をスマホ等でできるソフトを導入し、業務の効率化を進めるとともに、定期預金の金利が上昇していることから人件費特定預金等を定期預金で運用し、自主財源の確保を図ります。

１．法人の運営

安定した法人運営を図るため、次の会議を開催します。

１）理事会

① 定例会

回	開催日	予定している主な内容
１	６月４日（木）	令和７年度事業報告・決算 評議員会の招集
２	１１月１７日（火）	中間監査の結果、各事業の進捗状況 会長および常務理事の自己の職務の執行状況
３	３月２３日（火）	令和８年度第１次補正予算 令和９年度事業計画・予算 評議員会の招集 会長および常務理事の自己の職務の執行状況

② 臨時会（随時）

③ 懇談会

事業の進捗管理や課題解決に向けての協議、介護事業所の状況把握等をするため、４回程度の懇談会を開催します。

２）監事会

回	開催日	予定している主な内容
１	５月２１日（木）	令和７年度決算監査
２	１０月下旬	令和８年度中間監査

3) 評議員会

① 定例会

回	開催日	予定している主な内容
1	6月22日(月)	令和7年度事業報告・決算
2	3月25日(木)	令和8年度第1次補正予算 令和9年度事業計画・予算

② 臨時会(随時)

4) 評議員選任・解任委員会

① 臨時会(随時)

2. 第三者委員会議の開催

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、次の会議を開催します。

① 定例会

回	開催日	予定している主な内容
1	1月19日(火)	前年に受け付けた苦情の報告および意見交換等

② 臨時会(随時)

3. 中期経営計画の推進

法人の安定的な運営と組織力強化に向けて、取り組みを進めます。

1) 採用プロジェクトチーム

これからの社協を担う人材の確保に向けて、月1回の会議を開催し、戦略に基づいた採用活動に取り組みます。

2) キャリアパス

職員が将来的な目標を持って職務経験を積み重ね、スキルアップできるキャリアパスの研修体系に基づき、各職員が取り組みます。

3) 人事考課制度の見直し

現行の人事考課制度の課題を整理し、職員のモチベーションアップにつながる人事考課制度となるよう見直します。

4) 健康経営

健康アクション宣言の取り組みを進めるとともに、全職員を対象にストレスチェックを実施します。

5) 評価委員会

計画の進捗管理と取り組みの推進を図るため、5月と11月に開催します。

4. 人事考課の実施

人材育成の共通ツールとして活用し、質の向上を図ります。

実施月	種別	対象	内容
4	目標管理	管理職、 地域福祉課職員	当年度の各人の目標を決定
2	人事考課	正規職員全員	人事審査委員会で各人の評語を確定後、フィードバックを行い、次期の具体的な取り組みにつなげる

5. 研修等の実施

各課が実施する専門研修とは別に、次の研修等を実施します。

実施月	種別	対象	内容
8	人権 交通安全	全役職員	人権と虐待防止 事故事例の分析および安全運転の徹底等
—	情報セキュリティ	全職員	前年度評価結果を受けて、各課で改善事項に取り組む
—	職階別研修		職階に応じた必要な知識等を身につける

6. 施設の維持管理

施設を適切に維持管理します。

	施設等の名称	地域	基本協定期限等
1	在宅介護サービスセンター「はあとふるマキノ」	マキノ	令和9年度末
2	デイサービスセンターしふくの杜	今津	(自施設)
3	きらり今津・えがお屋本舗上弘部店		(自施設)
4	高島市こども若者応援ベース「みらくる」	新旭	賃借、1年更新
5	えがお屋本舗下古賀店	安曇川	(自施設)
6	はあとふる朽木	朽木	(自施設)
7	高島デイサービスセンター	高島	令和8年度末

7. 福利厚生

職員の健康診断やストレスチェックを実施するなど福利厚生の充実に取り組みます。

実施月	対象	内容
9	全職員	定期健康診断（グループホームは年2回）
11		インフルエンザ予防接種
—		職員交流助成
—	全役職員	本会慶弔規程の適用
	希望職員	高島市勤労者互助会への加入

8. 広報活動

1) 機関紙 広報「しふくのふくし」の発行

各地域の福祉活動や本会事業内容等を定期的に発行します。

発行月	発行部数	配布先
7、10、2	15,800部	全戸

2) 社内報（職員情報紙）「きらり」の発行

採用職員の紹介および情報提供を定期掲載することで、職員間の共有を図ります。

発行月	配布先
7、11	各課、事業所

3) ホームページの運営管理

リニューアルしたホームページを積極的に活用し、地域福祉や介護サービス事業の取り組みや最新の情報等を発信するとともに、新設の職員専用ページにより職員への周知や情報提供を充実します。

9. その他

1) 労働契約法に基づく無期転換ルールへの対応

有期労働契約が通算5年を超えた職員から、無期労働契約への転換の申し出があった場合は、次期労働契約期間から無期労働契約に転換します。

2) 公平委員会

懲戒事案が発生した場合は、就業規則の定めによる公平委員会の答申を受けて、適切に対処します。

3) 安全・安心推進委員会の運営

各事業場から選出された職員で構成する当該委員会を開催（年3回程度）し、福利厚生や労働環境について話し合い、改善します。

Ⅲ 地域福祉課

（１）小地域での柔軟な福祉活動のあり方の検討

福祉推進委員会活動の組織化支援や見守りネットワーク活動の推進に引き続き取り組むとともに、「（仮）小地域での柔軟な福祉活動のあり方検討会」を立ち上げ、担い手不足の時代における持続可能な福祉推進委員会活動のあり方等を模索します。

（２）中山間地域支援のための支援機能の強化検討

区自治会等の基盤が弱まり地域福祉活動の継続が難しくなっている中山間地域の支援機能を強化するため、まずは朽木地域において地域福祉課の窓口を設置しニーズ把握を進めるとともに、「（仮）中山間地域の支援のあり方検討会」を立ち上げ、支援のための拠点機能の強化等について検討していきます。

1. 小地域における住民福祉活動の支援

小地域（区・自治会域）において、福祉推進委員会の組織化や見守りネットワーク活動の推進、地域の見守り等の活動と専門職の連携を進めます。また、自治基盤が弱まりつつある地域への支援を進めます。

1）福祉推進委員会の活動支援

- ① 福祉推進委員会活動の手引き、ふくしの出前講座パンフレットの作成
- ② 住民福祉こんだん会の開催
- ③ つどい見守り情報交換会の開催（年3回）
- ④ ふくしのまちづくり助成金の交付
- ⑤ 小地域での柔軟な福祉活動のあり方検討会
- ⑥ 未実施区への働きかけと立ち上げ支援

2）住民と専門職の連携促進

- ① 見守りネットワーク活動推進会議（年2回）
- ② 地域別くらし連携会議への参加

3）自治基盤が弱まりつつある地域への支援

- ① 中山間地域支援のための支援機能の強化検討
- ② 福祉施設等と連携した集いの場づくり等の支援

2. 6地域における住民福祉活動の支援

6地域（中学校圏域）における住民主体の地域福祉活動の活性化のため、住民福祉協議会の活動支援を行います。また、セーフティネット連絡会や2層協議体会議の開催を通じて、多様な個人や団体の地域福祉活動への参加を促進します。

1) 住民福祉協議会の活動支援

- ① 住民福祉協議会代表者会議の開催（年2回）
- ② 住民福祉活動計画に基づく活動支援
- ③ セーフティネット連絡会の開催（6地域ごと年2回）

2) 生活支援コーディネーター業務

- ① 2層協議体会議の開催（6地域ごと年2回）
- ② 地区カルテ、地域カルテの整備

3) 民生委員児童委員協議会との連携

- ① 単位民協定例会への出席
- ② 歳末贈呈品見守り事業の実施

4) 住民自治協議会との連携

- ① 定例会、部会等へのアドバイザー参加

3. 市域における地域福祉活動の推進

市域において、ボランティア講座や福祉学習の実施による人づくりを進めます。また、多様なつながりの場づくりや多様な団体等とのつながりづくりを進め、多様な個人や団体等の地域福祉への参加を促進します。

1) ボランティア福祉学習センター

- ① 地区ボランティアコーディネーター講座の開催
- ② 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施
- ③ 災害ボランティア活動連絡協議会の運営支援
- ④ 災害ボランティア講座の開催
- ⑤ 傾聴ボランティア活動支援

2) 地域での多様なつながりの場の推進（生活困窮者のための地域づくり事業）

- ① 子ども食堂連絡会の開催（年2回）
- ② 居場所連絡会の開催（年2回）
- ③ 多様な場づくりの提案冊子の作成

3) 学びあいの場づくり、人づくりの推進

- ① 学校での福祉学習の実施
- ② 地域での福祉学習の実施（ふくしの出前講座）

4) 多様な主体との連携の促進

- ① 大学との連携
- ② 福祉事業所の地域貢献活動や企業のCSR活動等との連携

5) ふくしのまちづくり推進委員会の開催（年2回）

6) みんなのふくしフォーラムの開催

4. 社協への住民参加の促進と地域福祉活動財源の確保

地域福祉の活動財源となる社協会費や共同募金の活用実績を広く周知し、住民の理解と協力がより一層得られるように取り組みます。

1) 社協会員の募集

2) 高島市共同募金委員会の事務局運営

- ① 理事会、理事懇談会、各種助成金審査会の開催
- ② 共同募金運動（戸別、法人、学校、職域、窓口、街頭募金 等）
- ③ 助成金の交付（地域のきずな助成金、たかしま未来助成金 等）
- ④ 募金百貨店プロジェクトの推進

IV 相談支援課

(1) 生活困窮者支援のためのネットワークづくり

生活困窮者の支援を進めるため、関係機関とのネットワークを活用し、連携した相談や支援の取り組みを進めます。

(2) 権利擁護支援センターの体制強化と新たな支援の仕組みづくりの推進

中核機関の法制化、民法の改正に伴う成年後見制度の変更、(仮)新日常生活自立支援事業等の権利擁護を取り巻く環境の変化を見据えて、身寄りのない方や権利擁護支援を必要とする方を支えるための仕組みを検討するなど権利擁護体制の強化に取り組みます。

(3) つながり応援センターよろずと権利擁護支援センターの連携

社会的孤立が増加する傾向にあることから、より予防的な支援の推進を図るため、2つのセンターの連携した対応や相談支援機能の強化を検討します。

1. 生活困窮者自立支援のための相談支援、事業の実施

経済的困窮や社会的孤立の状態にある方の相談に応じ、家計改善や自立のための支援をします。

また、困窮する世帯の子どもたちの生活や学習の支援をします。

1) 自立相談支援事業の実施

- ① 生活困窮者に対する自立相談支援および家計改善支援の実施
- ② 高島市自立相談支援機関運営委員会の開催(年2回 6月、2月)
- ③ 相談窓口職員連絡会の開催(年2回 7月、11月)
- ④ 福祉施設事業所への「よろず相談窓口」と「連携窓口担当職員」配置の推進
- ⑤ 緊急支援物資による支援のネットワークづくり
- ⑥ ひきこもり状態にある方等の支援

2) 子どもの生活・学習支援事業の実施

- ① 子どもの居場所(フリースペース)の運営支援
- ② 子どもの居場所支援検討会議の開催(年3回 4月、7月、2月)
- ③ 子どもの居場所連絡会の開催(年2回 7月、2月)
- ④ 子どもの貧困対策情報交換会(年1回 12月)
- ⑤ 子どもに関わるボランティア養成講座(年3回 7月、9月、11月)
- ⑥ 高校との連携

3) 生活福祉資金等の貸付による相談支援の実施

- ① 法外援護小口資金の相談、貸付
- ② 生活福祉資金の相談、貸付手続き支援
- ③ 特例貸付フォローアップ支援の実施

2. 権利擁護支援のための相談支援、事業の実施

判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援、成年後見制度の利用が必要な方への相談や利用のための支援をします。

1) 地域福祉権利擁護事業の実施

2) 法人後見事業の実施

3) 高島市権利擁護支援センター事業の実施

- ① 成年後見制度の利用や権利擁護のための相談支援の実施
(対象：市民、支援者、関係機関 頻度：随時)
- ② 権利擁護支援ネットワーク委員会の開催(年2回 6月、2月)
- ③ 身寄りのない人の支援ガイドラインづくりのためのワーキング会議の開催
(年3回 7月、9月、11月)
- ④ 成年後見制度、権利擁護普及啓発講座の開催(年1回 8月)
- ⑤ 高島市なんでも相談会の実施(年2回 7月、2月)

3. その他

1) 高島市福祉施設協議会の事務局運営

2) 無料法律相談所の開設(年6回 偶数月)

3) 顧問弁護士相談の実施(年12回)

V 在宅福祉課

介護現場では、慢性的な人材不足が続き、限られた職員で質の高いサービスを維持するための体制整備が急務となっています。こうしたなかで、「限られた人材で質を維持しつつ、住民のニーズに沿った、持続可能な介護保険サービス事業を構築する」という共通の目的のもと、相互に連携しながら次の重点項目に取り組み、安定的な運営を図ります。

（１）業務分担の一層の強化

介護職員が専門性を発揮できるよう、事務作業等の整理と役割分担の明確化を進めます。

スポット雇用等を取り入れ、ケア業務への集中を可能にします。

業務フローを見直し、重複作業や非効率な手順を削減することで、職員一人当たりの負担軽減を図ります。

（２）ＩＣＴ活用による生産性向上

介護現場の効率化とサービスの質の向上を両立するため、タブレットの導入や既存ソフトの一層の活用を進めます。

また、動画による研修を新たに導入し、研修に対する負担感の軽減とともに、サービスの質の向上に取り組みます。

（３）住民のニーズに沿ったサービス提供

朽木地域等の中山間地域での必要な訪問介護が途切れないよう、地域包括ケアの体制強化に努めます。

1. 介護保険事業（介護予防を含む）の実施

1) 居宅介護支援事業

① 事業内容

要支援および要介護状態と認定された利用者に、自立支援のための介護予防サービス計画および居宅サービス計画を作成し、各サービス事業者と十分な調整を行い、給付管理をします。

また、地域包括支援センターからの委託を受けて、介護予防サービス計画（介護予防マネジメント）を作成します。

② 営業日時

月曜日から金曜日（年末年始および祝日を除く）

8時30分から17時30分 ※電話相談は24時間対応

③ 重点的な取り組み

- 職員一人当たりの担当件数に注視し、法人への紹介率を高めること、また、関係機関との連携により、稼働率の向上を図ります。
- 積極的な外部研修や他法人との連携により、ケアマネジメントの質の向上に努めます。
- 困難事例等の対応については、担当者が一人で抱え込まないよう負担軽減を図るとともに、事例検討会を行い、互いに質を高められよう努めます。
- モニタリング等に係る事務の軽減を図るため、タブレットの導入に向けた検討を進めます。

【事業所名】

きらり今津北（居宅介護支援）

きらり高島（居宅介護支援）

2) 訪問介護事業

① 事業内容

自宅での生活が続けられるよう利用者宅を訪問し、身体介護、生活援助および通院乗降介助等の支援を行います。

② 営業日時およびサービス提供時間

毎日

8時30分から17時30分まで

（サービス提供時間は6時00分から22時00分まで）

③ 重点的な取り組み

○安定的な経営のため、引き続き居宅介護支援事業所への営業活動を行うとともに、サービスの質の向上に努めます。

○管理者、サービス提供責任者の業務等について、役割分担の明確化を行います。

○サービス提供責任者の役割とアセスメント力を高めるため内部研修等への積極的な参加を促します。

○既存のソフトの有効活用により、シフト管理や請求業務にかかる時間を短縮します。

○タブレット端末機の導入により、記録や報告作業の軽減を図るとともに、請求業務の負担軽減につなげます。

（ND ソフトウェア ケアパレットの導入検討）

○高島市内のサービスニーズに対し、山間地域（特に朽木・今津棕川地域）の訪問介護事業を充足します。

【事業所名】

きらり今津北（訪問介護）

きらり高島（訪問介護）

3) 通所介護事業

① 事業内容

送迎、健康チェック、入浴、食事、機能訓練および活動支援等のサービスを提供するとともに、生活相談や助言などをします。

② 営業日時およびサービス提供時間

月曜日から土曜日（年末年始を除く）

8時30分から17時30分まで

（サービス提供時間は9時30分から16時35分まで）

③ 重点的な取り組み

○自立した在宅生活が続けられるよう、予防支援に向けた生活リハビリに重点を置いた取り組みを進めます。

○要支援者と要介護者への効果的な支援方法について検討を進めます。

○継続した居宅介護支援事業所との連携により、稼働率の向上を図ります。

○生活相談員の役割やアセスメント力を高めるため、内部研修等への積極的な参加を促します。

○生産性向上委員会で事業内容の見直し等を行い、事務の効率化やサービスの質の向上につなげられるよう取り組みます。

〔事業所名 <営業外日>〕

きらりマキノ（通所介護）<水曜日、日曜日>

きらりマキノ今津北サテライト（通所介護）<木曜日、日曜日>

きらり今津（通所介護）<水曜日、日曜日>

きらり高島（通所介護）<日曜日>

4) 認知症対応型共同生活介護事業

① 事業内容

認知症により日常生活に支障をきたす状態の方が、声かけや見守り等を通して、身の回りのことをできるよう支援します。

② 営業日時およびサービス提供時間

毎日

24時間対応

③ 重点的な取り組み

○認知症のある高齢者が、それぞれの力を生かし、活気ある共同生活を営めるよう支援します。

○認知症のある高齢者への対応力を高めるため、事例検討会を開催します。

○生産性向上委員会で事業内容の見直し等を行い、事務の効率化やサービスの質の向上につなげられるよう取り組みます。

○利用者のスムーズな入退所に努め、稼働率を高めます。

〔事業所名〕

はあとふるマキノ

はあとふる朽木

5) 共用型認知症対応型通所介護事業

① 事業内容

グループホームの共用スペースを活用し、健康チェック、入浴、食事、機能訓練および活動支援等のサービスを提供するとともに、生活相談や助言などをします。

② 営業日時およびサービス提供時間

月、火、木、金、土曜日の週5日（年末年始を除く）

8時30分から17時30分まで

（サービス提供時間は9時30分から16時35分まで）

③ 重点的な取り組み

○認知症状を十分に理解し、安心できる居場所づくりに取り組みます。

○認知症のある高齢者への対応力を高めるため、事例検討会を開催します。

〔事業所名〕

きらりマキノ（共用型認知症対応型通所介護）

6) 小規模多機能型居宅介護事業

① 事業内容

利用者の容態や家族の介護力に応じて、通い、訪問、泊まりを柔軟に組み合わせたサービスを提供します。

② 営業日時およびサービス提供時間

毎日

24時間対応

③ 重点的な取り組み

○一人暮らしや高齢者のみの世帯になっても、本人や家族が安心して暮らし続けられるケアマネジメントおよび支援をします。

○利用者一人一人の生活に応じた支援となるよう見直しに努めます。

○生産性向上委員会で、事務の効率化やサービスの質の向上につながるよう必要に応じて事業内容の見直し等をします。

○病院や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所との継続した連携により、稼働率の向上を図ります。

○運営推進委員会で、地域に根差した拠点としての役割が果たせるよう職員意識の向上やつながりづくりに努めます。

[事業所名]

えがお屋本舗上弘部店

えがお屋本舗下古賀店

※ 介護サービス等実施拠点

事業名	事業所	マ キ ノ	今 津 北 サ テ ラ イ ト	今 津 北	今 津	朽 木	下 古 賀	高 島
○居宅介護支援事業・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント				○				○
○訪問介護事業・訪問型サービス事業 （従前相当、一体型） ○居宅介護・重度訪問介護事業 ○福祉有償運送事業 ○高島市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者 支援事業送迎業務委託 ○子育て世帯訪問支援事業委託				○				○
○通所介護事業 ○通所型サービス事業（従前相当、一体型）		○	○		○			○
○認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）		○				○		
○共用型認知症対応型通所介護（介護予防含む）		○						
○小規模多機能型居宅介護（介護予防含む） ○高齢者緊急一時保護事業委託					○		○	

2. 障がい福祉サービス事業の実施

1) 居宅介護・重度訪問介護事業

① 事業内容

障がいのある利用者宅を訪問し、身体介護および家事援助等のサービスを提供します。

② 営業日時およびサービス提供時間

毎日

8時30分から17時30分まで

(サービス提供時間は6時00分から22時00分まで)

③ 事業体制

訪問介護事業所(今津北、高島)で、一体的に実施します。

3. その他の在宅サービス事業の実施

1) 福祉有償運送事業

① 事業内容

道路交通法第79条に基づき、介護保険認定者や障がい者等で公共交通機関の利用が困難な移動制約者の、通院や買い物などの外出を車両で送迎します。

② 実施日時

月曜日から金曜日(年末年始および祝日を除く)

8時30分から16時00分まで

③ 事業体制

訪問介護事業所(今津北、高島)で、一体的に実施します。

2) 子育て世帯訪問支援事業委託

① 事業内容

家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦や家族の介護等の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる児童がいる家庭を訪問し、家庭環境の改善に向けて家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育ての支援をします。

② 実施期間等

利用期間は6か月

7時00分から19時00分までの間で、1日当たり2時間を限度

1か月の利用時間は、1世帯につき30時間を限度

③ 事業体制

訪問介護事業所(今津北、高島)で、一体的に実施します。

3) 高島市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業送迎業務委託

① 事業内容

医療的ケアを必要とする児童生徒の登下校を車両で送迎します。

② 実施回数

自宅と学校間の片道を1回とし、対象者一人当たり年間10回を限度

③ 事業体制

訪問介護事業所（高島）で、一体的に実施します。

4) 高齢者緊急一時保護事業委託

① 事業内容

介護者の急病その他の緊急事態により介護や食事等の提供が受けられない高齢者に対し、一時的に日常生活を支援します。

② 事業所

小規模多機能型居宅介護事業所（上弘部、下古賀）で、必要に応じて可能な人数を受け入れます。

4. 職員の育成

人材の確保が難しく業務が煩雑になって研修に参加できない、研修の企画や運営の負担が大きいなどの課題解決に向けて、動画による研修を新たに導入し、研修内容の均質化を図るとともに、職員の負担軽減や学びの機会を平等かつ継続的に提供できる環境を整えます。

また、介護職員のサービスの質が向上する研修会を実施します。

1) 生活相談員、サービス提供責任者の役割の明確化とアセスメント力の向上

通所介護事業所および訪問介護事業所の生活相談員とサービス提供責任者のそれぞれの役割分担をより明確化するとともに、利用者に応じたアセスメント力を向上させる内部研修を実施します。

2) 介護保険に関する法定研修

介護保険法や運営基準（省令）、厚生労働省の通知で義務化されている研修を通して、利用者の安全確保、サービスの質の向上、職員の知識や技術の標準化を目指します。

研修項目	居宅	訪問	通所	GH	小規模
認知症および認知症ケアに関する研修	○	○	○	○	○
プライバシー保護の取り組みに関する研修	○	○	○	○	○
接遇・対人援助に関する研修		○			
倫理および法令遵守に関する研修	○	○	○	○	○
事故発生または再発防止に関する研修		○	○	○	○
緊急時の対応に関する研修		○	○	○	○
感染症・食中毒の予防および蔓延防止に関する研修		○	○	○	○
身体拘束排除のための取り組みに関する研修			○	○	○
非常災害時の対応に関する研修			○	○	○

3) 専門研修

利用者や家族に選ばれる良質なサービスを提供するために、職能分野別研修への参加を促すとともに、内部等での積極的な研修を実施します。

研修項目		目的	対象者	開催月等
新任研修		介護の基本的な考え方を理解して実践できる	新任	年間
介護技術研修		日々の対応で課題が出たときに、指導を仰ぎ技術を高める	現任	適宜
救急救命研修		利用者の急変時の対応が落ち着いてできるよう、救命知識と技術を習得	全員	9月
ヒヤリハット研修		重大事故の前兆を早期に把握し、対策につなげる力を養う	全員	6月
認知症研修 (外部研修)	認知症介護基礎研修	無資格の介護職員が、認知症ケアの基礎を学び実践	入職1年目	適宜
	認知症介護実践者研修	認知症介護基礎研修修了者が、認知症ケアに関する知識や技術を深め、事業所で実践できる力を習得	3年目以降	
	認知症介護実践者リーダー研修	認知症介護実践者研修修了者が、適切な認知症介護を提供できるケアチームを構築する様々な知識や技術を習得	主任	

4) キャリアパスモデルによる研修体制

共通研修（新任研修、中堅研修、監督職研修、管理職研修）への積極的な参加を促します。

3年未満【新任期】	滋賀の福祉人研修（新任期） キャリアデザイン研修（新任期） 接遇マナー研修
3年以上	滋賀の福祉人研修（中堅期） 接遇マナー研修
8年以上【中堅期】	滋賀の福祉人研修（チームリーダー） キャリアデザイン研修（チームリーダー） OJT 推進リーダー研修 えにしアカデミー（選定者）

5. 各種委員会の活動

1) 感染症や災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合には、利用者に必要なサービスが継続的に提供できるよう感染症対策委員会または事業継続検討委員会が中心となり、対応します。

また、次の内容について、点検および研修等をします。研修および訓練は、年1回開催（認知症対応型共同生活介護は、年2回）します。

- マニュアル（嘔吐物処理、ゾーニング等）の点検
- 平時と発生時の対応の点検
- 研修や訓練（シミュレーション）の計画と実施
- BCP（感染症編）との整合性確認

2) 身体拘束適正化および高齢者等虐待防止に関する取り組み

身体拘束適正化委員会では、眠りスキンの稼働状況を定期的に確認し、やむを得ない拘束の状況を的確に把握し、身体拘束の適正化に努めます。

また、高齢者虐待防止委員会では、虐待の未然防止、早期発見、発生時の検証と再発防止に向けた研修や事例検討等をします。

- 身体拘束適正化委員会（3月に1回以上）
- 虐待防止委員会（年2回以上）

6. その他

高島市介護サービス事業者協議会の事務局運営